

## 令和8年度カーボンニュートラル加速化補助金実施要領

(趣旨)

第1条 カーボンニュートラル加速化補助金（以下「補助金」という。）について、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）及びカーボンニュートラル加速化補助金交付要綱（令和8年告示第86号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画の公募)

第2条 市長は、要綱第5条別表第2の3の及び4の項に定める要件を満たす補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）から実施計画書の募集を行う。

2 要綱第4条に定める市の市民団体等が行う地球温暖化の防止と脱炭素社会の実現に寄与する先進的な事業活動は、次の各号に該当するものとする。

(1) 気候変動対策・カーボンニュートラルの実現

ア 市民を対象とした脱炭素ライフスタイルへの転換促進事業

家庭や事業所における徹底した省エネルギーの実践、再生可能エネルギーの自家消費・地産地消モデルの普及、カーボンフットプリントの見える化など、市民が主体的にカーボンニュートラルに取り組むことに資する事業

イ 移動に伴う温室効果ガス排出ゼロに向けた脱炭素モビリティの推進

徒歩・自転車・公共交通機関の利用促進、ゼロエミッション車（EV・FCV等）の普及、MaaS（統合型モビリティサービス）やカーシェアリングの活用拡大など、脱炭素型モビリティへの転換に資する事業

ウ 脱炭素エネルギーと自然環境に配慮した先進事例の普及啓発

再生可能エネルギーや水素エネルギーなど、地球温暖化を進行させないエネルギーの在り方や、生態系に配慮したエネルギー導入の国内外先進事例を紹介する講座・セミナーの開催活動など

エ 地域資源を活かした再生可能エネルギー・脱炭素技術の導入促進

地域の自然資本を活用した再生可能エネルギー（太陽光・風力・持続可能なバイオマス・小水力等）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の省エネ住宅、次世代自動車（EV・FCV等）の導入事例の周知啓発および、生態系への影響

に配慮した地域エネルギーコミュニティの形成に資する事業

オ 自然を活用した炭素吸収・固定とネイチャーポジティブの推進

森林整備・里山保全・都市緑化・海草藻場（ブルーカーボン）の保護・回復など、自然生態系による二酸化炭素の吸収・固定（カーボンシンク）の強化と、生物多様性の保全・回復を同時に実現するネイチャーベースドソリューション事業

カ カーボンニュートラルと自然共生を日常生活から実践する活動

地球温暖化問題・省エネルギー・カーボンニュートラルを生活の中から考え、脱炭素行動（ゼロカーボンアクション）と自然環境への配慮を同時に実践・定着させることをテーマにした活動

(2) サーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進によるカーボンニュートラルの実現

ア 不要となった物品を再利用・修理・シェアリングする仕組み（リユースシステム）の構築事業（リペアカフェ、フリーマーケットイベント、譲渡会の開催など）新規資源の採掘・製造過程でのCO<sub>2</sub>排出削減への貢献

イ ごみの分別・処理方法や、プラスチックごみ削減など分別体験会などのエコイベントにおける、ごみの適正処理による温室効果ガス排出削減

ウ 地域の資源物の回収率（回収量）向上のための効果的な活動によるリサイクル促進による焼却処理量削減・CO<sub>2</sub>排出抑制

(3) その他要綱の目的に適合する事業

3 第1項の規定により、要綱第4条第1項第1号に掲げる補助対象事業に応募しようとするものの募集期間は、当該年度の5月15日（土日祝日の場合は、前営業日）までとし、期日までに実施計画書に関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、市が想定する応募数に満たない場合は募集期間を延長することができる。

4 要綱第4条第1項第2号に掲げる補助対象事業に応募しようとするものは、応募する事業の開始予定日から起算して30日前（土日祝日の場合は、前営業日）までに、実施計画書に関係書類を添えて提出しなければならない。

（補助対象設備）

第3条 要綱第3条別表第1の2に該当する補助対象設備について、補助の対象とな

る設備は別表第1に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第4条 要綱第6条別表第3の3の項に掲げる補助対象経費は別表第2に掲げる経費とし、次のとおりとする。

(1) 備品購入費においては、購入する物品の詳細及び金額が分かる根拠資料を添付すること。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 要綱第4条第1項第1号に掲げる団体活動については、申請日の属する月の初日から翌年3月31日までとする。ただし、同日以降継続して活動が実施される場合において補助対象団体が再度申請するときは、別表第4に定める補助継続期間を限度として定める日までとする。

(2) 要綱第4条第1項第1号に掲げる団体活動について、2年目以降も事業を継続し、かつ、実施する補助対象事業の内容が前年度からの継続事業と認められる場合には、当該年度の4月1日に遡って補助対象とすることができる。

(3) 要綱第4条第1項第2号に掲げる環境イベントについては、イベント等の準備から実施終了までに要した期間とする。

(審査委員会の設置)

第6条 第2条第3項の規定より提出された実施計画書について、審査を行う審査委員会を設け、審査を行う。

2 前項の審査委員会は委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、市民環境部長をもって充て、委員会を組織する。

4 委員は、環境課長、環境課環境・リサイクル推進係長、庶務係長及びカーボンニュートラル推進係長の職にある者をもって充てるものとする。

5 審査委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

6 審査委員会の事務局は、環境課において担当する。

(会議等)

第7条 委員長は、審査委員会の会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議等に出席できないときは、あらかじめ委員長へ承認を得なければならない。

4 審査委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(審査会及び活動計画の採択等)

第8条 事務局は、提出された実施計画書の事前調査を行い、審査を行う。書類に不備がある場合は、応募者に補正を求めたうえで審査を行う。

2 要綱第4条第1項第1号に掲げる事業は、審査委員会の審査に付するものとする。

3 審査委員会は、書類審査及び審査会を行うものとする。

4 審査委員会は、前項の審査会で、応募者に実施計画内容の説明を求めることができるものとする。

5 審査に当たっては次の各号に掲げる項目について各委員の評価を行い、点数をつけるものとする。

(1) 活動内容

ア 応募内容が要綱の目的に適合し、補助対象事業であるか。

(2) 活動計画の妥当性

ア 団体自らが自主的に取り組む活動であるか。

イ 市民への啓発効果や還元性のある活動計画となっているか。

ウ 活動の実施方法や実施時期及び実施期間は適切かつ効果的であるか。

(3) 公益性

ア 特定の対象への限定的な活動ではなく、広く唐津市域の課題やニーズなど、唐津市域の実情に対応した活動であること。

(4) 目標の達成度

ア 設定した目標は実現の可能性がある、かつその目標を達成することが市民の生活や環境に効果をもたらすものとなっているか。

(5) 費用の妥当性

ア 経費見積りの根拠が明確に示され、活動内容に見合ったものであり、経費削減に努めていること。

(6) 活動継続性・発展性（団体支援事業）

ア 一過性ではなく、継続性が見込まれる活動であること。

イ 向こう5年間の補助継続期間の中で、団体基盤の向上が見込まれるか。

ウ 向こう5年間の補助継続期間が終了した後も、活動が継続される見込みがあるか。

6 各委員の評価を合計したものに基づき、採択団体を決定するものとする。

(通知)

第9条 事務局は、審査後採択または不採択の決定を応募者に通知しなければならない。

(成果発表会)

第10条 要綱第4条第1項第1号に掲げる補助対象事業の補助金の交付の決定を受けた者は、市長が定める日において、市主催の成果発表会にて成果報告を行わなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 要綱第16条に定めのない財産の財産処分を制限する期間は、購入後5年間とする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

付則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象設備	設備の要件
要綱別表第1の2の項 (Z E H+)	補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に該当する要件をすべて満たす唐津市内の戸建住宅とする。  (1) 本事業と同一年度内に、国補助金の交付決定を受けていること。

	<p>(2) BELS 評価書で、『ZEH+』であることを証明できること。</p> <p>(3) 交付申請時の添付書類にて『ZEH+』に必要な設備の確認ができること。</p> <p>(4) 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が常時居住する住宅であること。</p>
--	---

別表第 2（第 4 条関係）

経費区分	内容
旅費	研修等への出席、外部講師の招聘に係る旅費・宿泊費など。 （旅費は、最も経済的で、かつ、合理的な経路及び方法による金額を上限とする。宿泊費は1夜当たり11,800円を上限とする）
謝金	外部の専門家・講師等に支払う講演料など、ただし、物品による謝礼品、および会員への諸謝金は補助対象経費の対象としない。
消耗品費	文具、封筒、用紙、コピー代、備品等（1点1万円未満）。
印刷製本費	パンフレット、チラシ等の作成費用。
通信運搬費	インターネット料金、郵送料及び宅配便等の送料など。
保険料	行事保険、ボランティア保険等の保険料。
使用料及び賃借料	貸会場、機材レンタル、レンタカー等の費用。
原材料費	事業に必要な物品を製造するための材料に要した費用。
備品購入費	事業に必要な機器・備品の購入費（1点1万円以上）。

別表第 3（第 6 条関係）

区分	項目	内容
団体活動支援	補助期間	5年間（初めて申請する年を含む）を限度と

		する。
--	--	-----